

# 組合等人材能力開発支援事業

## セミナー・訓練等受講支援助成金 募集要綱

令和4年6月



北海道中小企業団体中央会

# 組合等人材能力開発支援事業 セミナー・訓練等受講支援助成金 募集要綱

北海道中小企業団体中央会  
制定 令和4年6月10日  
改正 令和4年8月 2日

## 1. 事業目的

組合及び組合員の役職員を対象に、必要な知識や技術等の習得・向上のために、公的機関等が実施するセミナー・訓練等を受講した場合の経費の一部を助成することで、組合職員等の能力開発を支援します。

## 2. 助成対象者

- (1) 会員組合の役職員
- (2) 会員組合に所属する組合員の役職員

## 3. 助成対象経費

公的機関等（独立行政法人 高齢・障害者・求職者支援機構、中小企業大学校など）が実施し、令和5年2月28日（火）までに受講証明書等を受領できるセミナー・訓練等の受講料であって、本会が認めるものとします。

## 4. 助成金額

負担した受講料で、1人当たり5,000円を限度とします。

## 5. 利用限度

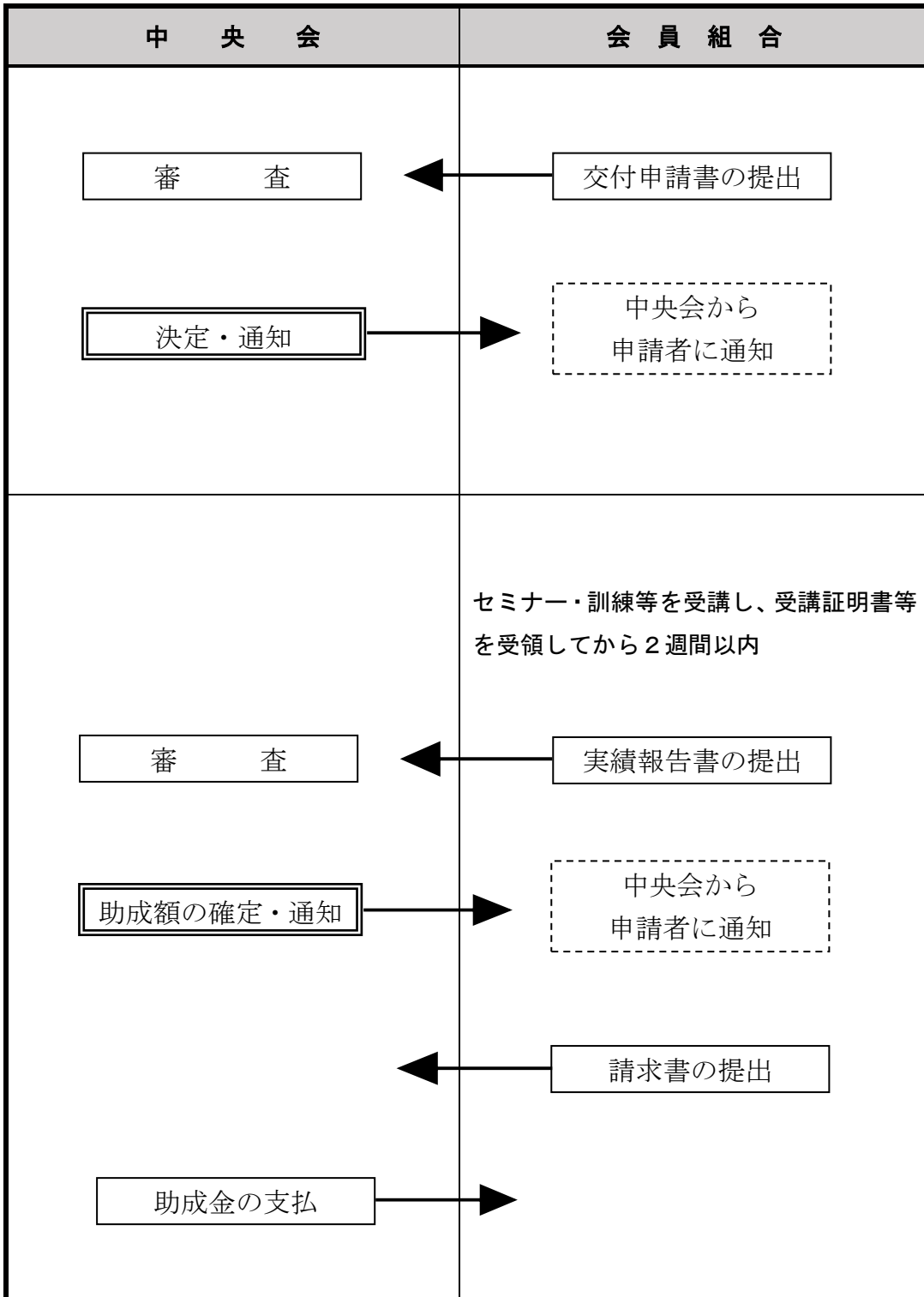
1組合で申請することができる組合及び組合員の役職員は、6名を限度とします。

## 6. 募集期間

令和4年6月10日（金） ～ 令和5年1月31日（火）

※ 予算に達した時点で、募集を終了します。

7. 手続きの流れ



## 8. 申請方法

助成金の交付を受けようとするときは、(1)の書類を、(2)の提出期限・方法にしたがって提出してください。

### (1) 提出書類

交付規程に定められた以下の書類を提出してください。

提出書類	添付書類
助成金交付申請書【様式第1】	①受講するセミナー・訓練の概要 ②組合員名簿（組合員の役職員が受講する場合） ③受講料の料金表又は見積書

※ 提出書類は、正本1部を提出してください。

### (2) 提出期限・方法

#### ア 提出期限

令和5年1月31日（火）（当日必着）

※ 予算に達した時点で、募集を終了します。

#### イ 提出方法

郵送又は直接ご持参ください。

#### ウ 提出先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3階  
北海道中小企業団体中央会 連携支援部 （電話）011-231-1919

## 9. 申請後の手続き・留意事項

### (1) 助成金交付決定通知書

本会は、申請書類の提出があったときは、内容を審査し、助成金の交付の決定を行い、助成金交付決定通知書により、申請者に通知します。

交付決定前に、受講料を支払うことは可能ですが、交付決定ができない場合は助成金が支給されません。

なお、対象となるセミナー・訓練等は、交付決定後に受講したものに限りません。

### (2) 他の補助金等との重複禁止

他の補助金等との重複利用はできません。重複していることが発覚した際には、助成金の交付決定を取り消します。

### (3) 実績報告

交付決定を受けたセミナー・訓練等を受講し、受講証明書等を受領した後2週間以内に、実績報告書に必要書類を添えて、本会に提出してください。

### (4) 助成金額確定通知

本会は、実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書により、申請者に通知します。

### (5) 助成金請求書

申請者は、本会から助成金額確定通知書を受けた後、助成金請求書を本会に提出してください。

### (6) 助成金の支払

本会は、助成金請求書の提出を受けたときは、申請者から指定された金融機関の口座に振込みにより助成金を支払います。

### (7) 変更等

受講するセミナー・訓練等に変更が生じた場合や、助成対象経費の額に変更が生じた場合は、申請者は速やかに変更承認申請書に必要書類を添えて本会に提出し、本会の承認を受けてください。

また、助成金の交付を辞退しようとする時は、申請者は、速やかに辞退承認申請書に必要書類を添えて本会に提出し、本会の承認を受けてください。

## 10. その他

必要な様式やその他の事項については、交付規程を確認してください。